

払戻金制度に関する事項

応募者が入社後、明らかに応募者の責により解雇、または自己都合により退職した場合、支払った紹介手数料の内、以下の金額をご返還いたします。

- ・ 1 ヶ月以内 ： 紹介料金の 80%
- ・ 1 ヶ月超 3 ヶ月以内： 紹介料金の 50%
- ・ 3 ヶ月超 6 ヶ月以内： 紹介料金の 20%

また、払戻金制度は有料職業紹介契約書により、別の定めをする場合がございます。